

千葉県男性の育児休業取得促進奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 育児休業制度を利用する男性労働者を雇用する中小企業等の事業主（以下「事業主」という。）及び育児休業を取得した男性労働者に対し、奨励金を支給することにより、男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すとともに、男性の育児参加を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立支援を図ることを目的とし、千葉県男性の育児休業取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関して、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 育児休業 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」及び各事業所において就業規則、労働協約等に定めるところにより、その子を養育するための休業・休暇制度をいう。
- (2) 労働者 労働基準法第9条に規定する労働者をいう。
- (3) 中小企業等 常時雇用する労働者が300人以下の企業、法人等をいう。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金の支給対象事業主は、次の各号のすべてに該当する事業主とする。ただし、国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部又は大部分を国又は地方公共団体が出資している法人、又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人）はこの奨励金の支給対象としないものとする。

- (1) 千葉市内に事業所を有すること
- (2) 雇用保険の適用事業主であること
- (3) 労働協約又は就業規則により育児休業制度を設けていること
- (4) 市やマスメディアの取材等広報に協力すること
- (5) 市税の未納付がないこと
- (6) 第4条に規定する男性の育児休業取得者を雇用していること

(対象となる男性の育児休業取得者)

第4条 奨励金の対象となる男性の育児休業取得者は、第3条に規定する事業主に雇用され、かつ次の各号のすべてに該当する男性労働者とする。

- (1) 千葉市在住の男性労働者であること
- (2) 千葉市内の事業所に勤務する男性労働者が、平成26年4月1日以降、その養育する3歳未満の子に対して勤務を要しない日を除いて連続する10日以上育児休業を取得し、職場復帰後1か月以上勤務したこと
- (3) 市やマスメディアの取材等広報に協力するよう努めること
- (4) 市税の未納付がないこと

(奨励金の支給)

第5条 当該年度の奨励金の支給額は事業主に対しては男性育児休業取得者1人につき20万円、育児休業を取得した男性労働者に対しては5万円とする。ただし、1事業主につき常時雇用する労働者100人ごとに男性の育児休業取得者1人まで支給するものとする。

(申請及び実績報告)

第6条 奨励金の支給を受けようとする事業主及び男性労働者は、対象となった男性労働者が職場復帰した日から起算して3か月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、奨励金支給申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 育児休業に関する労働協約又は就業規則の写し
 - (2) 雇用保険適用事業所設置届けの写し等、雇用保険適用事業主であることが確認できるもの
 - (3) 住民票や戸籍、母子手帳の写し等、対象となる男性労働者が千葉県在住であること及びその子との関係を証明できるもの
 - (4) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第3項に基づく一般事業主行動計画を策定している場合はその写し
 - (5) 対象となる男性労働者の雇用保険被保険者証の写し
 - (6) 対象となる男性労働者の育児休業決定通知等、育児休業期間の確認が出来るもの
 - (7) 対象となる男性労働者の出勤簿の写し等、職場復帰状況の確認できるもの
- (支給決定等)

第7条 市長は前条の申請を受理したときは、必要に応じて事情確認、実地調査等を行いその内容を審査した後に、奨励金の支給又は不支給を決定し、奨励金支給(不支給)決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 規則第13条の規定による通知は、前項の規定による支給決定通知書の交付をもって、額の確定通知があったものとみなす。

(支給)

第8条 申請者は規則第16条第1項の規定により奨励金の支給の請求をしようとするときは、千葉県男性の育児休業取得促進奨励金請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の支給決定の取り消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が、虚偽その他不正な手段により奨励金の支給決定を受けたときは、奨励金支給決定取消通知書(別記様式第4号)により支給決定を取り消し、又は既に支給した場合は、奨励金返還命令書(別記様式第5号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月20日から施行し、改正後の第3条及び第6条の規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

千葉市長 様

年 月 日

申請者（事業主） 所在地
名称
代表者氏名 印
申請者（男性労働者） 自宅住所
職・氏名^{フリガナ}

(注) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

奨励金支給申請書兼実績報告書

育児休業取得促進奨励金の支給を受けたいので、千葉市男性の育児休業取得促進奨励金支給要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 奨励金申請額 金250,000円（事業主200,000円、男性労働者50,000円）

2 奨励金の支給に係る事項

(1) 事業主記載欄	①企業の概要	企業名	
		設立年月日	
		業種	
		常時雇用する労働者数	人（うち男性 人 女性 人）
		育児休業取得の男性労働者を雇用する事業所	所在地 名称 常時雇用する労働者数 人（うち男性 人 女性 人）
②男性労働者育児休業取得状況	子の生年月日		
	育児休業取得期間	日間(年 月 日から 年 月 日まで)	
③振込銀行（事業主）	銀行 支店		
	口座の種類 普通・当座・その他	口座番号	
	口座名義（フリガナ）		
④事業主担当者	所属	職名 氏名	
	電話	F A X	
	Eメール		
⑤市税の調査を千葉市が実施することについて	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません	※同意しない場合は市税の未納付のないことがわかる書類を添付	
(2) 男性労働者記載欄	⑥振込銀行（男性労働者）	銀行 支店	
		口座の種類 普通・当座・その他	口座番号
		口座名義（フリガナ）	
⑦市税の調査を千葉市が実施することについて	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません	※同意しない場合は市税の未納付のないことがわかる書類を添付	
⑧添付書類（事業主）	<input type="checkbox"/> 雇用保険適用事業所設置届の写し <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証の写し <input type="checkbox"/> 育児休業に関する就業規則等の写し <input type="checkbox"/> 出勤簿の写し等、育児休業取得状況及び職場復帰状況を確認できるもの		
⑨添付書類（男性労働者）	<input type="checkbox"/> 千葉市内在住であること及び親子関係を証明できるもの		

様

千葉市長

印

奨励金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった男性の育児休業取得促進奨励金については、下記のとおり支給（不支給）の決定をしたので通知します。

記

（支給の場合）

- 1 支給決定額 金250,000円（事業主200,000円、男性労働者50,000円）

（不支給の場合）

- 1 不支給の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(別記様式第3号の1)

年 月 日

千葉市男性の育児休業取得促進奨励金請求書

(あて先) 千葉市長

申請者(事業主) 住 所
名 称
代表者名



年 月 日付千葉市指令 第 号により支給決定のあった千葉市男性の育児休業取得
促進奨励金について、次のとおり請求します。

請求額	200,000	円
-----	---------	---

(別記様式第3号の2)

年 月 日

千葉市男性の育児休業取得促進奨励金請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 (男性労働者) 住 所

氏 名



年 月 日付千葉市指令 第 号により支給決定のあった千葉市男性の育児休業取得促進奨励金について、次のとおり請求します。

請求額	50,000	円
-----	--------	---

(別記様式第4号)

第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

奨励金支給決定取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定した男性の育児休業取得促進奨励金については、下記のとおり支給決定の取消をしたので通知します。

記

1 取消理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市長

印

奨励金返還命令書

年 月 日付け第 号で支給金額の確定した(支給決定を取り消した)男性の育児休業取得促進奨励金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。